

程を経てきている者が少ない現状にあり、有能適格な教職員の採用に努めることが課題となっている。

従って、今後は、教職員定数の確保及び有能適格な教員の採用に努め、本県の教育水準の向上を図る。特に、幼稚園にあっては、教員の定着を図る諸施策を講ずる。

(3) 施設・設備の整備

幼稚園及び小・中学校においては、園舎、校舎及び屋内運動場の耐火構造化が全国平均より低位にあり、その解消が課題となっている。

高等学校においては、危険校舎及び木造校舎の解消が緊急の課題となっている。また、産振施設・設備についても充実率が低く、その一層の充実が当面の課題となっている。

従って、今後、国庫補助の確保に努めながら、市町村に対して、園舎、校舎及び屋内運動場の計画的耐火構造化の推進を指導、助言する。

高等学校の施設・設備については、危険校舎及び木造校舎の解消を図るとともに、産振施設・設備の整備充実に努める。

養護学校にあっては、更に施設・設備の充実に努める。

(4) 教育内容・方法の改善

幼稚園においては、「幼稚園教育要領」の趣旨及び内容の研究を深め、その教育に要求されている課題解決を適切に進めていくうえに必要な計画と実践が課題となっている。

小・中学校、高等学校(養護教育も含む)においては、現行の学習指導要領が改訂され、昭和55年度から小・中・高等学校の順に実施に移される。今回の改訂は、ゆとりのあるしかも充実した学校生活が送れるようにするとともに、小・中・高等学校教育の一貫性を強めること等を主なねらいとしたもので、各学校における教育実践のあり方が課題となっている。

特に、高等学校においては、進学率の著しい上昇に伴い、生徒の能力・適性が多様化しつつある現状にかんがみ、国民的教育機関としての機能を果たすための教育指導も重要課題となっている。

また、養護教育においては、改訂の趣旨を踏まえ、障害の種別、程度に即応する教育課程の編成と実施が課題となっている。

従って、今後は、幼稚園にあっては、教職員研修の機会拡充を図り、教職員の資質の向上をめざすとともに、教育内容の充実と指導方法の改善を推進する。

小・中学校、高等学校、養護教育のいずれにおいても、学習指導要領の改訂の趣旨及び内容をすべての教職員に周知徹底させるとともに、そのねらいを達成するための教育指導の充実を図る。

また、教職員研修の充実を図り、指導方法の改善を推進して、児童生徒の能力・適性の多様化に対処できるようにする。

特に、養護教育にあっては、未開拓の分野が多いため、養護教育センターの設置を図り、心身障害児の教育相談、教職員研修、教育内容・方法の研究を充実する。